

(全学共通授業科目)

交通機関の運休、気象警報の場合における授業、期末試験の 取扱いについて

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成18年2月23日

1. 交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業（期末試験を含む。）を休講とする。

- (1) JR西日本（神戸線）が事故等のため運休した場合
- (2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス16系統及び36系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、昼間主コースの1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、昼間主コースの3時限目（午後）の授業から実施する。
- ③ 午後3時までに、交通機関が運行した場合は、夜間主コースの1時限目の授業から実施する。

2. 気象警報の場合

兵庫県阪神地方に気象警報（暴風、大雪、暴風雪）が発令された場合、当日のその後に開始する授業（期末試験を含む。）を休講とする。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、昼間主コースの1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、昼間主コースの3時限目（午後）の授業から実施する。
- (3) 午後3時までに、気象警報が解除された場合は、夜間主コースの1時限目の授業から実施する。

- (注)
- 1 解除又は運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。
 - 2 この取扱いは、全学共通授業科目の授業について適用する。（専門教育科目については、各学部の指示による。）
 - 3 この取扱いは平成18年4月1日から適用する。

(全学共通授業科目)

交通機関の運休、気象警報の場合における授業、期末試験の 取扱いについて

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成18年2月23日

1. 交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業（期末試験を含む。）を休講とする。

- (1) JR西日本（神戸線）が事故等のため運休した場合
- (2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス16系統及び36系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、昼間主コースの1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、昼間主コースの3時限目（午後）の授業から実施する。
- ③ 午後3時までに、交通機関が運行した場合は、夜間主コースの1時限目の授業から実施する。

2. 気象警報の場合

兵庫県阪神地方に気象警報（暴風、大雪、暴風雪）が発令された場合、当日のその後に開始する授業（期末試験を含む。）を休講とする。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、昼間主コースの1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、昼間主コースの3時限目（午後）の授業から実施する。
- (3) 午後3時までに、気象警報が解除された場合は、夜間主コースの1時限目の授業から実施する。

- (注)
- 1 解除又は運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。
 - 2 この取扱いは、全学共通授業科目の授業について適用する。（専門教育科目については、各学部の指示による。）
 - 3 この取扱いは平成18年4月1日から適用する。